

1. 件名： 原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(5-9)
2. 日時： 令和3年10月4日(月) 13:30~17:00
令和3年10月5日(火) 9:15~15:00
3. 場所： 原子燃料工業(株)熊取事業所
4. 出席者： 原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、
鈴木安全審査専門職
熊取原子力規制事務所
内海原子力運転検査官
原子燃料工業(株)熊取事業所
伊藤取締役執行役員 他8名
5. 要旨：
原子力規制庁は、原子燃料工業(株)から令和3年2月15日付けで申請のあった熊取事業所の設計及び工事の計画の認可申請に関し、申請内容及び今までの面談内容に関する施設・設備について現地確認を行った。
6. 確認した設備(現況、新設箇所等)
 - 第3廃棄物貯蔵棟(第2種管理区域)：外部扉、防護壁新設箇所、通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備
 - 発電機・ポンプ棟(周辺監視区域)：外部扉、エキスパンションジョイント新設箇所、通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備、非常用発電機、重油タンク補強箇所
 - 第1廃棄物貯蔵棟(第1種、第2種管理区域)：防護壁新設箇所、気体廃棄設備補強箇所、排風機室緊急設備(防護板)新設箇所、通信連絡設備、火災感知設備、緊急設備、廃棄物処理室(気体廃棄設備、廃液処理設備等)、出入管理室内エアスニファ
 - 屋外：液化アンモニアタンク、緊急設備新設箇所(緊急遮断弁等)、消火設備、通信連絡設備、遮蔽壁、第5廃棄物貯蔵棟、非常用電源設備
 - 第2加工棟(第1種管理区域)：粉末混合機、連続焼結炉、第1廃液処理設備、ペレット検査台、ペレット搬送設備、廃液処理設備、燃料開発設備、分析設備、気体廃棄設備、緊急設備、ダストモニタ、計量設備等
 - 第2加工棟(第2種管理区域)：X線透過試験機、燃料集合体取扱機、緊急遮断弁等
 - 後半申請箇所および後半申請箇所との取り合い部

7. 現場確認を踏まえて、原子力規制庁は、改めて以下の点について確認した。
- 第1 廃棄物貯蔵棟の梁にあるひび割れやひび割れ補修跡は、協力会社が定期的にひび割れの場所と幅を記録管理し、必要により補修を行ったものであり、耐震安全性に問題がないものであること。
 - 第2 加工棟の外壁にある比較的大きな凹凸やそれらの補修跡は、外壁塗装が厚く経年劣化により塗装が外壁から剥離することがあるため、定期的に剥離箇所を把握し必要により補修を行ったものであること。

8. 提出資料

資料1 ウラン加工施設新規規制基準適合性審査（第5次設工認）に係る現地確認
（2021年10月4日、5日 原子燃料工業株式会社 熊取事業所）

資料2 熊取事業所（PWR 燃料）の加工工程

以上